

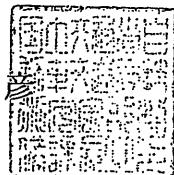


別添

国自整第85号
平成16年9月28日

社団法人日本自動車整備振興会連合会
会長 豊崎 寛 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部整備課長 内藤 政彦



「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」施行に
当たっての整備事業者における協力依頼について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、
厚くお礼申し上げます。

さて、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」
(平成14年法律第87号)の施行が、来年1月1日に迫っております。ご高承のとおり、
今般の制度改正は、近年高まりを見せてている環境問題を背景に、自動車に
係る資源の再利用、再資源化並びに廃棄物の適正な処理及び減量を目的に実施
されるもので、自動車所有者、自動車製作者、自動車関連の各事業者がそれ
ぞれの役割を分担し、密接な協力をを行うことで新しい循環型社会の構築を目指
しております。

貴会、自動車整備振興会及び自動車分解整備事業者(以下、整備事業者とい
う。)の皆様におかれでは、これまでにもフロン回収破壊法におけるご協力の
ほか、自動車リサイクル法の施行準備段階から各種対応方針の協議をはじめと
して、説明会の開催等、積極的な取り組みにご尽力頂いているところであります。
自動車リサイクル法の施行に伴い、同年2月1日から3ヵ年にわたり、国土
交通省では使用過程車（約7,400万台）に係るリサイクル料金の預託確認を行
います。また、整備事業者におかれても、使用過程車のリサイクル料金の收受
やリサイクル券の発行など、直接自動車ユーザーと接する重要な役割が委ねら
れることになります。

国土交通省としましても、本制度の円滑な施行には、自動車ユーザーの理解
を得てリサイクル料金の預託業務が確実に行われるような環境作りが重要と考
えており、整備事業者に過重な負担が掛からないよう配慮しつつ、関係省庁、
自動車リサイクル促進センター等と連携を密にし、施行に向けて遺漏なきよう
万全の努力を図っていくこととしており、今般、経済産業省製造産業局自動車
課長宛、別紙のとおり協力依頼文を発出したところです。

つきましては、自動車リサイクル法が円滑に施行に移され、我が国における
新たな循環型社会の仕組みが構築されるよう、貴会会員傘下の整備事業者の皆
様のご支援ご協力をお願い致します。